

<論 説>

植民地権力と朝鮮農村社会

松 本 武 祝

1. はじめに一問題意識

欧米先進諸国経済の停滞とは対照的に、東アジア地域（ここでは韓国・台湾・日本の3国を念頭に置いている）は、1970年代以降も持続的な経済成長を遂げてきた。当該地域のそうした経済的「成功」の原因を解明しようとする研究がこれまで数多くなされてきている。近年では、市場メカニズムを重視しつつ開放政策の効率性を強調するというこれまで主流をなしてきた立論を批判して、むしろ、国家による積極的な産業政策の有効性に経済成長の契機を求める研究が注目を集めている（Chang 1994, Wade 1990, Amsden 1989）。

ここで筆者が注目したいのは、国家による経済過程への介入という点で東アジア3国に共通な性格が強調される一方で、3国間の違いについても同時に指摘がなされているという点である。たとえばWade 1990によれば、韓国・台湾がauthoritarian国家であるのに対して日本は— C. Johnsonの説を引いて— ‘soft-authoritarian’国家と規定され（p.27）、また、前2者が‘hard’国家であるのに対して後者は前2者とヨーロッパsocial-corporatist国家との中間に位置するという（p.337）。

このように、日本のそれ以上に社会・経済に対して強力な規制力を有すると評されている現代韓国・台湾の国家に関してその歴史的起源を究明することは、極めて興味深い研究課題であると考えられる。ただし、筆者の研究対象は今のところ朝鮮に限られており、したがって台湾に関しては、まったく言及することができない。ところで、Chang 1994は韓国国家の強力さは社会の弱さの反

映であることを指摘しており (p.124), また Koo 1993 所収の各論文は「国家対社会」という構図をモチーフにして韓国の産業化を論じている。すなわち, ここで論じるべきは, 韓国国家それ自体の形成・展開過程ではなく, 国家と社会との相互関連過程において, いかに強力な国家—弱体な社会という関係が形成されてきたか, という点にある。

強力な韓国国家とりわけその官僚制の植民地的起源に関してはすでに Cumings 1987 が論じている (p.54)。この拙論での基本的な問題関心は, 国家と社会との関係の韓国に固有なあり方, さらにいえば, 韓国におけるいわゆる「開発主義体制」⁽¹⁾の植民地的起源を探ることにある。

言うまでもなく, 歴史の形成はつねに重層的であり, したがって, 戦後における韓国「国民国家」の形成, 朝鮮戦争, アメリカのアジア戦略と日本の対韓経済政策, そしてなにより韓国国民の主体的な働きかけを無視した議論は無意味である。しかしここでは, 植民地期における植民地権力による社会の統合の進展が解放後韓国の国家—社会関係に決定的といえるほどの影響を及ぼしていった点に, あえて注目したいと考える。

ところで, この論文の研究対象は植民地期朝鮮の農村社会にある。農村社会に注目した理由は, 第一に植民地期において総人口に占める農家人口の比率が圧倒的であったこと⁽²⁾, 第二に 1970 年代まで韓国農民の保守的性向が政権の正統性調達の重要な要素となったこと (Kim, Chul-Kyoo 1993, pp. 154-57), 第三に, 一般論として, 農村社会は伝統的な秩序に固執する性向が強く, それだけに国家秩序の浸透過程を動的に把握することが相対的に容易なこと, である。

2. 方法論をめぐる—Scott-Popkin 論争の視点から—

以下での分析にとっては, 農村社会の構造とその変動過程を捉えるための理論的枠組みが, 方法論上, 極めて肝要な位置を占めている。そこでまずは, いわゆる〈Scott-Popkin 論争〉での論点を筆者なりの視点から整理することで, 主として小農によって構成される農村社会 (すなわち農民社会—以下同様) の分析枠組みを提示する。

Baker 1981 は、19世紀後半から戦間期にかけての南・東南アジアにおける域内分業関係の再編過程を論じる中で、当該地域が3種類の経済区域に分化していった点を強調している。すなわち、1つめはアンナン、ジャワあるいは東部インドなどの伝統地域 (ancient areas)、2つめはプランテーション農園や鉱山が開発された産業地域 (industrial areas) そして3つめがインドシナ半島デルタ地帯などの食糧供給地域 (food supply areas) がそれである。その上で Baker は、Scott のモラル・エコノミー論は伝統地域での農民社会の性格を、そして Popkin のポリティカル・エコノミー論は新規水田開発が進展した食糧供給地域の農民の行動様式を、それぞれ説明するのに適している、と指摘することによって (p. 348)、いわば〈Scott-Popkin 論争〉の調停を試みている。

この指摘自体は興味深いものではあるが、ただし、植民地期朝鮮に関しては、Baker の調停案は残念ながら有効ではなさそうである。それは、他のアジア地域と比較した際に、植民地朝鮮農村が固有の性格を有することに由来する。すなわち朝鮮農村は、第一に植民地化以前すでに数世紀にわたって小農を主たる構成員とした農民社会の歴史を持ち、その限りで「伝統地域」の性格を持ち、第二に植民地期には東南アジア「食糧供給地域」に匹敵する米穀輸出基地として編成され、その過程で Baker 1981 のいう entrepreneurial individualism (p. 348) の体現者たるいわゆる「動態的地主」層が成長した、という二重の性格を有している⁽³⁾。したがって、空間的配置の割り振りによる〈論争〉の調停という戦略は、少なくとも植民地期朝鮮に関しては適合的であるとはいえない。

他方、Shin 1991 では、時間的配置を割り振ることによって Scott, Popkin それぞれの立論のメリットを活かそうと試みている。彼によれば、ポリティカル・エコノミー論は好況期における農民の行動様式を説明するのに適しており、不況期にはモラル・エコノミー論が農村の現実をよりよく説明しうる、という (pp. 40-41)。上で述べたようなアジア農村のなかでの植民地期朝鮮農村の固有の性格を勘案するとき、こういうかたちの調停はひとつのアイディアとしては注目に値する。しかし、Shin 1991 では、農民が時期によって異なる行動様式をとる要因が主として経済的あるいは政治的環境の相違に求められており、

農民社会内部の動因は必ずしも明確にされていない。また、方法論としては折衷論的であるために、好況期の農民行動におけるモラルの所在や、逆に不況期における農民の個別利害の問題が解かれていない。

植民地期朝鮮の農民社会分析の理論的枠組みとしては、モラル・エコノミー論とポリティカル・エコノミー論の空間的あるいは時間的な割り振りではなく、いっけん矛盾する両論を同時に包摂しうるような農民社会のモデル化が試みられなければならない。

周知のように Popkin 1979 は、個人主義的でかつ経済的にも政治的にも企業家 (entrepreneure) 的な農民像を提示することによって、集団的な生存倫理 (subsistence ethics) の存在を前提として農民の行動様式を説く Scott 1976 の議論を批判した。かくて、方法論的個人主義を採る Popkin にとっては、集合行為たる農民反乱において、いわゆるフリーライダー問題がいかにして回避されたのか、という点が重要な論点となる。構成員相互間の日常的面接性という農民社会に特有の特性によって、農民動員のために必要な取引費用は容易に節約されうる。しかしそれは、フリーライダー回避のための必要条件にすぎず、彼自身は、十分条件を明確にしているとは言いがたい。⁽⁴⁾

Popkin 1979 自身、農民の動員においては内部化された義務感や倫理が重要であることを指摘している (p. 254)。また、個人ではなく家族を一個の経済主体としてしばしば措定するにもかかわらず、家族構成員間の関係がいかなる原理に基づくものであるのかは明確にしていない。これらの点において、Popkin は方法論的個人主義を部分的にではあれ放棄していると言わざるを得ない。

他方 Scott においては、一定領域内の農民社会の構成員は「生存倫理」をそれぞれが内部化して共有する存在としてとらえられており、したがって、彼の立論にとっては、フリーライダー問題ははじめから回避されている。⁽⁵⁾しかし、モデル化のレベルをもう少し農民社会の現実近づけて具体化してみると、そうした農民像を前提として受け入れたとしても新たな問題点が現れてくる。すなわち、ここで注目したいのは、一般的に農民社会は、一定の空間的領域のなかに家族や親族、農業生産組織、冠婚葬祭組織、娯楽組織、教育組織などの様々

な組織および友人・愛情関係などの人間関係が、複雑に入り交じりつつ形成されている、という点である。

Frankenberg 1965 の示唆的な記述を引用すると、「コミュニティでは、ありうべきすべての配役を演じるに必要な役者の数が不足している」(p. 239)。ひとりの個人が複数の社会的役割を有することは、社会的分業が一定程度発展した社会においては一般的に認められる事柄である。ただし、近代の都市生活においては、個々人が役割を演ずる場が、たとえば家庭、地域、職場・学校、娯楽場といったかたちで機能別に分化しており、さらに多くの場合それは空間的にも隔離している。したがって個々人にあてがわれる役割の数が多数に上ったとしても、都市生活者はそれらを時間的・空間的に演じ分けることによって〈役者数の不足〉に対応することが十分に可能となる。しかも、都市生活においては、場が異なれば当人以外の構成員が異なるのが一般的であり、そのために、個々人がそれぞれの場でいかなる行動様式をとっているのかが逐一モニターされ、同一人物の行動として相互に比較される可能性は小さい。したがって、個々人にとっては、場ごとに機会主義的な行動をとることに対する心理的抵抗は、小さくてすむといえよう。

これに対して農民社会では、上述のように農民の生産と再生産に関わる様々な機能組織が発達してはいるものの、それらが基本的には同一の空間的領域内で機能している点が、近代都市社会と比較した際の大きな相違点となる。それは、農民の住居と耕地や山林とは隣接せざるをえず、そのために、農民家族の生産の場と再生産の場（集落）とが同一の空間に展開することが農民社会においては一般的であるからである。以下、集落（時として複数個）と耕地・山林とから構成される一定の地理的・社会的空間を村落と呼ぶこととする。

村落においては日常的な人間関係が基本的に閉鎖的であるから、ある機能組織の構成員と他のそれとが共通するケースが頻繁に発生する。しかも各構成員は、他者がどの組織にいかなる地位で所属しているのかを、互いに習熟し合っている。この結果、村落構成員は、複数の役割期待を時間的・空間的に同時に遂行する、という難題に時として直面せざるをえないこととなる。

かかる状況に対しては、それぞれの村落構成員は、自己に帰属する様々な役割に対して優先順位を付けることで対応せざるをえない。だとすると、果たして誰がその優先順位を決めるのか。Scottに倣って、優先順位もまた村落レベルの倫理にもとづいてあらかじめ規定されていると考えても、そこでも、ひとつの難問が生じる。すなわち、上述のように村落においては複数のルートを通じてある人物との関係性が成り立っているのであるから、たとえば、 $a > b > c > d$ という優先順位が与えられたとしても、人物Xが人物Yとはaとdという関係を、人物Zとはbとcという関係を有するときには、XはY・Zのいずれを優遇すべきか判断できない、という点がそれである。したがって、実際には、村落レベルで役割遂行の優先順位に関するコンセンサスを成立させることは困難であり、村落構成員は結局は個々人の判断に基づいてその時々状況を切り抜けざるをえない状態に置かれている、と捉えるのが妥当であろう。

このように、閉鎖的な人間関係のなかで複雑に入り組んだ役割期待の結節点に個々の村落構成員を配置する、という理論的枠組みを採用すると、Scottのいうような村落レベルの倫理の存在を前提したとしても、理論的帰結としては、現象的にはPopkinが描くのと同一ような「個人主義」的行動をとる農民像が導出されることになる。

ところで、近代の都市生活とは異なり、村落においてはその構成員がその時々にとった行動は常に他の構成員によってモニターされ、村落の集合的記憶として蓄積されてゆく。そしてそれらの記憶は、その構成員の属性（世代、家族・親族あるいは他の彼/彼女が属する機能組織）と関連づけられながら整理され、規範上の評価の対象とされる。

そのために村落構成員にとっては、一方では上述のように「個人主義」的な行動が要請されながらも、他方では、役割遂行に関わる優先順位のつけかたがいかに正当であり、規範にかなったものであるのかを、その都度他の構成員に承認させることが重要な課題となる。そこで問題となるのは、そのための資源をどこから調達するのか、という点である。村落レベルで成立している集団倫理は、「個人主義」を正当化するための効力を持たないことは明らかである。

そこで筆者が注目したいのは、村落の外部に普遍的に成立している宗教などの倫理規範あるいは国家権力によって提起される法規範の存在である（いうまでもなく前近代社会においては両者はしばしば分離不可能であるが）。なぜならば、それは一般に宗教的あるいは世俗的な権力や権威を象徴するものであるから、それを基盤とする正統性・正当性の主張は、当然につよい影響力を村落内に及ぼすと考えられるからである。

ただし、村落の外部に成立しているこれらの規範は、当然ながら村落内での役割の優先順位に関して具体的な規定を有してはいない—抽象的なレベルの規範にとどまるからこそ普遍性を持ちうるのであるから—。そこで、それぞれの村落構成員は、外部規範の解釈を通して、自己の選択がいかに正当であるのかを「証明」しようと試みることになる。その際、外部規範そのものへの接近が容易なものが解釈に関しても主導権を掌握する、という傾向が生じるであろうから、結果的には正当性の調達に関して村落内部に階層性が生じる可能性が強い。

ただし他方では、外部規範は、希釈されたかたちではあれ村落農民に広く内部化されているのであるから—だからこそ、それを基盤として「正当性」の調達が可能となる—、その解釈があまりに恣意的であった場合には、日頃は解釈過程から疎外されている階層の構成員が、過去の解釈に関する集合的記憶、あるいはより抽象的なレベルでの規範解釈を根拠として、それに反撃するということが起こりうる。

以上、Scott にしたがって村落レベルでの集団的倫理の存在を前提にしつつも、そこから、一方では「個人主義」的な選択を強いられる農民像を導出し、他方では、村落の外部に成立した規範が村落レベルでの秩序形成に及ぼす影響力に関して言及した。かくて、農民「個人」—村落の倫理（およびそれに基づいて運営・維持される村落内の諸組織・関係）—外部規範という、農民社会把握のための三層構造モデルが、〈Scott-Popkin 論争〉の分析から理論的に導き出された。

3. 朝鮮における農民社会の展開

前節で提示した三層構造モデルは、〈Scott-Popkin 論争〉から演繹された分析モデルであると同時に、実は、筆者の念頭にあらかじめ描かれている朝鮮農民社会の特徴の反映でもある。

Scott 1976 の村落像は、内部的には社会的経済的な階級性を持たず、主として、村落外の国家や地主との間にのみ政治的・経済的利害対立の可能性をはらむ、というものである。そして、国家や地主は、村落からその「生存倫理」を根拠として農民の最低限の生活水準の保障を要請される存在として措定されており、国家や地主の側からの村落農民に対するイデオロギー的な働きかけは考慮されていない。

これに対して李朝時代の朝鮮農民社会は、かなり異なる様相を呈している。まず、両班という当時の支配身分が良民（ほとんどが農民）および奴婢という非支配身分とともに村落内に居住していた点が、その大きな特徴である。両班は、国家イデオロギーである儒教に関する知識を身につけてその精神を遵守し、かつ科举制度を通じて国家官僚に登用されることによって支配身分としての正統性を確保していた。そして、国家官僚への登用は両班に経済的基盤をも付与し、それは両班の地主階級（必ずしも大地主である必要はなかった）としての再生産を保障した。地主であることは、逆に知識人としての両班の再生産にとっては必要条件でもあった（生産労働からの解放）。ただし、朝鮮において土地所有は両班身分にのみ排他的な権利ではなかった。とくに李朝後期には、商品経済の発展にともなって、商人や農民が地主として成長するケースが一般化した（いわゆる「庶民地主」）。これらの経済的成功者は、地主化するばかりでなく、その多くが両班身分へと上昇していった。彼らもまた、儒教規範を吸収することで両班としての權威の獲得に努めたと考えられる。

このように、李朝時代の村落においては、その内部に国家イデオロギーとしての儒教の体現者が生活しており、しかも、儒教規範を積極的に内部化するインセンティブがつねに作用していた。もちろん、身分的上向の動きから疎外さ

れた下層農民の存在をも想定しなければならないが、村落内の身分的・経済的支配者のイデオロギーは、彼/彼女らの考え方に影響を及ぼさずにはおかなかったであろうし、さらに、先に示唆したように、下層農民が儒教規範を戦略的に利用することによって、村落内・外の身分的・経済的支配者の恣意的な行動を牽制するということが一定程度可能であったといえる。

以下では、朝鮮農民社会の展開過程をやや具体的に記述することで、そこでの規範のあり様を分析する。

15世紀は、周到な施肥法の普及にともなって水田稲作および畑作において連作法が定着して高麗時代以来の休閑法を克服するという、朝鮮農業技術史上ひとつの画期となる時期となった。こうした生産力の変化に対応して、高麗時代に支配的であった奴婢あるいは従属的零細農の使役にもとづく土族直営地大農業経営にかわって、小農民経営が先進的な生産様式として成長していった。さらに16・17世紀には、倭乱や胡乱による混乱を蒙りながらも、施肥法の一層の改良、水利開発にともなう田植法の拡大、二毛作の普及あるいは棉作の拡充など、農業技術はさらなる発展を遂げた。こうした一連の農業技術の変化は、農業経営の労働集約度を高め、それは、家族労作的な小農民経営の安定化をもたらした。15世紀以来のこうした小農民の成長を基盤として、地主-佃戸関係が農村における一般的な生産関係となっていった(宮嶋1984)。

この過程で、朝鮮農村に農民を構成員とする村落が形成されていった。朝鮮では村落は一般に洞ないし里と呼ばれ、地方行政の最末端単位としての位置づけも与えられていった。⁽⁶⁾そして、施肥量の増大をまかなうための山林や草地の利用にかかわる組織、あるいは水利開発にともなう水利組織が村落内にそれぞれ形成されていった。さらに、労働集約化にともなう農繁期の形成という事態に対して、村落農民は、洞トゥレと呼ばれる村落レベルの共同田植え組織やブマシと呼ばれるより小規模な労働交換慣習など、様々な形態の共同農業労働慣行を生み出すことによって対応した。その他にも農民は、冠婚葬祭や屋根の葺き替えなどの局面においても村落内での労働力の交換制度を発達させていった。

高麗期には、当時支配的な生産関係であった土族直営地大農業経営に対応するかたちで、従属身分的な非血縁者をも構成員とする「姓氏集団」という「族」⁽⁷⁾集団が郡県を単位として形成されており（武田1962, 36-38頁）、それぞれの「姓氏集団」は「香徒」とよばれる祀神団体を有していた。15世紀以降、「姓氏集団」の解体にともなって、「香徒」は村落レベルのそれへと改編されていった（李泰鎮1986）。「姓氏集団」の時代から持ち越された血縁意識が村落の形成と結合することで、各村落に固有の神体が「発見」され信仰の対象となったと考えられる。

一方では、共通の神体を祭っているという村落農民の一体感が村落内の各種共同組織を円滑に機能させる役割を果たし、他方では、共同組織における日常的な共働共食が村落農民間の一体感を増強したといえることができる。この結果、村落農民は、Brandt 1971のいう「平等主義的なコミュニティー倫理」（p. 25）を共有するようになったといえよう。

ところで、李朝社会における支配身分である両班層は、その大部分が村落内あるいは地方小都市に居住していた。15世紀以降、在地両班地主層のなかに「士林派」と呼ばれる政治勢力が形成されていった。彼らは、中国の先進的な農業技術を導入したり、あるいは「洑」と呼ばれる小規模な水利施設の開発を主導して、この時期の農業生産力発展に大きく寄与していった（李泰鎮1986, III篇）。

ここで注目すべきは、高麗時代以来の直営地大経営の解体、それと平行して起こった小農民経営の自立化という農村社会の変化への政治的・社会的対応策として、士林派は朱子学によって理論武装を図り、それにもとづいて農民の教化に努めた点である。辺英浩1991および朴泳恩1992がそれぞれ「擬制血縁的原理」（153頁）、「血縁的關係への擬制化」（96頁）と表現したように、朱子学が強調する家父長的位階秩序は、農民に対しては在地両班地主への恭順を求め、他方在地両班地主自身に対しては村落農民への温情主義的態度を要請していた。朱子学という外部規範なしにはもはや農民の支配が困難となるほどに、小農民が経済的にも意識的にも自立度を強めたことがその背景にある。

農民レベルの「平等主義的なコミュニティ倫理」とこの家父長的位階秩序とは、基本的には互いに矛盾しあう。しかし実際には、その対立は、とりあえずは潜在的なものに留まっていた。農民経済の再生産にとっては、在地両班が有する農学知識あるいは地主としての経済力が、依然として不可欠であったからである。また、農民の教化のために士林派が導入を図った「郷約」「洞約」には、家父長的・身分的位階秩序ばかりでなく、構成員相互間の互助的な協調に関しても指摘が及んでいる(李泰鎮 1986, 宮嶋 1986)。在地両班主導の位階秩序と農民間の「コミュニティ倫理」との折衷の跡が窺える。

士林派は、こうした在地での農村社会の秩序再編という成果を基盤としつつ、科挙制度を通じて中央政界へと進出し、16世紀には中央権力の掌握を達成した。

ところで、両班身分層の自然増・社会増にも関わらず、官僚ポスト数は李朝期を通じてほとんど増加することはなかった。16世紀には、獮官を背景とする「党争」がはじまり、18世紀以降は、一部の有力な派閥が官僚ポストを独占するに至った。この過程で、導入当初は農村の現実との緊張関係を保持していた朱子学は政争の具となり、現実感覚の喪失、思想上の形骸化が進展した。

中央権力から疎外された大多数の在地両班は、同族ごとに地域的結集を図って地方レベルでの政治勢力を維持していくことに専念していった。崔在錫 1983によると、17世紀後半から18世紀前半までを過渡期として、両班家族の相続形態が男女均分相続から長子優遇女子差別相続へと変化したという(552~3頁)。それは、両班身分内での階層分化傾向に対する在地両班地主の対応策であったと解釈できる。⁽⁸⁾この変化は、家族関係において父一長男関係の重要性のみが強調される契機となった。そしてそれは、長男以外の子女の不満に対するイデオロギー的な抑制策として、朱子学解釈においても血族内での位階秩序がこれまで以上に強調される結果をもたらしたと考えられる。かくて在地両班地主による朱子学解釈において、村落構成員総体の利害をある程度考慮した「血縁的關係への擬制化」という当初の解釈から、同族および家族内部の位階秩序のみを強調する解釈へと、解釈の矮小化が徐々に進展していったといえる。

他方、村落においては、金肥や商品作物の導入を契機として18世紀以降農家経済の商品経済化が進展していった。この過程で、資金蓄積を遂げる富農や商人層が出現し、土地集積を通じて地主として成長していった。その多くが両班身分を買収などの方法を通じて獲得した。それとは対照的に、商品経済化に対応しそこねた旧両班地主が経済的に没落する事例も珍しくはなかった。かくして、村落内において旧来の位階的身分秩序と経済的実力関係とが必ずしも一致しないケースがしばしば発生するようになった。

この時期は、村落農民の「平等主義的なコミュニティ倫理」にとってもまた重大な転機となった。農業生産力の発展にともなう用水や草地などの地域資源の稀少化は、その利用をめぐる村落内外の利用者間の対立を激化させるとともに、その配分を調整する組織を広域化・重層化させた。かくて、従来村落内で完結していた水利組織や林野利用組織は、それぞれ機能組織として独立の度合いを強めていった。商品経済の深化に対応して、村落内では、相互金融のための各種「契」がそれぞれ構成員を異にして（性別・世代別・集落別、etc）作られていったし、市場圏という村落を越えた社会関係が新たに形成されていった。経済的な階層分化の進展は、村落構成員間の経済的な利害関係を複雑化させた。農家人口の増大にともなう農地の稀少化は、先述の両班地主ばかりでなく農家の相続形態にも影響を及ぼし、結果として農民レベルでも家族・同族内位階秩序を重視する傾向が強まったと思われる。このようにして、村落構成員間の結合の契機の多様化が進展していったが、それは、先に論じたように、村落農民の「個人主義」化を促さずにはおかなかったであろう。

ところで19世紀にはいると、朝鮮各地の村落に「書堂契」が組織され、それを財政的基盤として書堂が設立され、農民を対象として初等教育が実施されていった（丁淳佑1991）。書堂においては、基本的に漢字および儒教の教育が行われ（Rutt 1960）、朝鮮農民の儒教理解を一段階深化させたと考えられる。

書堂は植民地化以降もしばらくその数を増加させ、ピークの1920年には25千箇所強に達している（朝鮮総督府1927, 70頁）。ほぼ3つの村落（洞里）にひとつの割合で設置されたことになる。1931年にLee 1936が行った7,366名の朝鮮

農民に対するアンケート調査によると、朝鮮文・日本文・漢文を読むことのできる者の比率は、男性の場合それぞれ 58%・20%・36%、女性の場合それぞれ 21%・4%・4%であった (pp. 52-53)。男性に比べて女性の能力の低さ（とくに日本語と漢文）が目につく。これは、女性が書堂教育および学校教育から疎外されていたことを端的に示している。ここで特に注目したいのは、男性においては日本語よりも漢文の読解能力が高いという点である。総督府による併合以後 20 年間の学校教育事業の実施にも関わらず、1930 年時点ではいまだ書堂による伝統的教育の成果の方が顕著であったことが確認できる。農民レベルにおいては、文字を通じた儒教規範への接近は、19 世紀以降はじめて本格化し、それが 1920 年代まで衰退することなく継続した、ということができる。

その成果として農民のかなりの部分が漢文を通じて儒教教義の素養を身につけたことは、歴史的に重要な意味を持つと思われる。彼ら（およびより少数の彼女ら）は、依然として儒教教義の複雑な解釈作業に関しては接近が困難であったであろう。しかし、彼/彼女らの習得した漢文は、逆に、儒教規範のエッセンスがいわば標語化されたものであるということができる。そうした抽象化され標語化された文字がひとたび現実世界の状況に照会されるとき、その規範としての影響力はきわめて大きかったと考えられる。

An 1988 は、従来は郡レベルの支配機構として機能してきた「郷会」が、18 世紀後半以降徐々に農民の世論形成の場へと性格を変え、19 世紀には「民乱」の媒体としての役割を果たすに至ったことを指摘している。とくに、従来の身分差別的な賦税制度の廃止と新たな租税配分法の決定など、郡レベルでの所得再配分にかかわる制度改革を促した「大同論」と呼ばれるイデオロギーを農民が形成する過程で、「郷会」が重要な役割を果たしたという（以上、pp. 5-9）。

筆者なりに表現し直せば、19 世紀にいたって朝鮮農民は、儒教理念の理解を通じて日常生活での「コミュニティー倫理」を対自的に捉えなおすことによって「大同論」を生み出した、そして、それによって、一方では地方政治において伝統的な身分秩序との対峙を図り、他方では村落レベルで「個人主義」との折り合いの付け方を探っていたということができよう。

4. 地方有志としての在村地主

再び An 1988 によると、19世紀の「民乱」においては「饒戸」と呼ばれた富農・庶民地主が中心的な役割を果たしたという。彼らは、農村の商品経済化に対応して資金蓄積を遂げながらも、貧民救済という名目での国家による恣意的な税収奪の対象となったことで、「下層民の安定なしには自らの安定もない」(p. 14) ことを悟り、19世紀の農民反乱を主導していった。丁若鏞の当時の観察によると、「饒戸」のなかで上中層に属する者は郡内でもごく少数であるが、下層のそれはひとつの郡に数百名ほど存在した (p. 12) というから、後者のクラスは、経済的には村落農民の最上層として想定することができる。⁽⁹⁾

これら「饒戸」のように、対外的（国家権力のほかに不在大地主や市場が想定できる）に地域の利害を代表し、対内的には地域の秩序維持および構成員の厚生維持・向上を主導する、という役割を担った階層を、一般的に「地方有志」と呼ぶことができよう。植民地期にはすでに「饒戸」という呼称は消滅しているが、村落においては、在村地主が引き続き「地方有志」としての社会的役割を遂行していたのではないかと筆者は考えている。⁽¹⁰⁾ 一方では「企業家」として資金蓄積を追求しつつも、他方では「地方有志」としての（そして時には両班身分としての）役割を担った彼らこそ、「コミュニティー倫理」、「個人主義」そして伝統的身分秩序といった村落における相互に対立し合う規範の狭間であって、その調停に腐心しつつ、結果的にはその矛盾の中で自己変質を遂げて行かざるをえなかった階層として捉えることができる。

次節以降では、植民地期におけるいくつかの事象を検討することで、村落の「地方有志」として在村地主が果たした役割の変化の過程を検討する。その分析を通じて、村落秩序それ自体の変化にまで迫れるものと考えられる。

植民地期朝鮮農業に関する研究においては、いわゆる「地主制」研究がこれまで重要な分野のひとつとなってきたが、そこでは主として不在大地主が研究対象とされてきた（浅田 1968, 宮嶋 1982, 張 1989）。それに比べて在村の中小地主に関する研究はほとんど行われてこなかった。

表-1 階層別の年間農家収支構造 (1930)

	地主 (乙)	自作 農	自小 作農	小作 農	総農 家
調査戸数	77	308	436	428	1,249
戸当耕作面積 (ヘクタール)	4.24	1.87	2.04	1.23	1.86
戸当家族員数 (人)	7.14	5.88	6.28	5.03	5.90
戸当収入 (円) : a	1,243	529	677	421	588
戸当支出 (円) : b	613	325	549	403	448
うち自家労賃 : c	88	107	129	135	123
うち雇用労働	89	32	43	22	36
うち役畜	32	22	30	17	23
労賃総計	209	161	202	174	182
戸当農家所得 (a-b+c) : d	718	311	257	153	263
戸当生活費 (円) : e	619	282	335	224	301
1人当生活費	87	48	53	42	51
穀物支出比率 (%)	46	49	53	56	52
戸当農家余剰 (d-e)	99	29	-78	-71	-38

<資料> Lee 1936, pp. 160, 232, 272, 280 より作成。

<注> a, b には副業部門が含まれるが, c には含まれていない。

朝鮮総督府の農業統計においては、1916年から32年に限ってではあるが地主は2つの範疇に分類されていた。ひとつは所有農地をすべて貸与して自らは耕作しない地主(甲)であり、もうひとつは所有農地の一部を貸与して残りを自ら耕作する地主(乙)である。以下では便宜上、この用語法をしばしば用いることとする。地主(乙)数のピーク年であった1928年には、朝鮮全体で84,359戸の地主(乙)および20,737戸の地主(甲)が存在していた(朝鮮総督府1938, 72頁)。地主(乙)は基本的に在村地主であるとみなされる。したがって、ひとつの村落に平均して、1.1戸の地主(乙)が居住していたことになる。さらに地主(甲)にも在村地主が含まれていると思われる。不在大地主の発達にも関わらず、在村地主もまた、植民地期朝鮮農業においてはありふれた存在であったということが出来る。

続いて、農家経済の側面から在村(耕作)地主の性格を分析してみたい。Lee

1936は、1930年に朝鮮1,249戸の農家経済調査を行っているが、そのなかには77戸の地主(乙)が含まれている。管見の限りでは、地主(乙)の経営に関して植民地期を通じてもっともまとまった調査である⁽¹¹⁾。しかも、自家労賃支出と雇用労賃支出を分離して表示しているので、農家所得の算出が容易になっている。

そこで表-1にしめしたように、各階層における農家所得を推算すると⁽¹²⁾。地主(乙)は他の階層に比べて2.5~5倍の農家所得を確保していることがわかる。これに対応して生活費支出額も他を圧倒している。地主(乙)は1戸当たりの家族数が大きいため1人当たりの生活費の格差は相対的に小さくなっているが、それでも他階層の1.6~2倍の水準に達している。生活費支出に占める穀物支出額の比率の相対的な小ささから推察できるように、地主(乙)は冠婚葬祭費や祭礼費あるいは教育費など、彼らの社会的地位の再生産に必要な消費や投資に多くの支出を割いているといえる。ただし、彼らの冠婚葬祭や祭礼は、同族のあるいは村落内の零細農にとって貴重な食事の機会となっており、その点で一定の所得再配分機能を有しているといえることができる(Sorensen 1988, pp. 111-18)。

また地主(乙)は、1戸当たり平均家族数では他の階層を上回るにもかかわらず、自家労賃支出額では他をかなり下回っており、その分雇用労働力への依存度が絶対額でも構成比でも断然高くなっている。このことは、一方では、村落内の零細農や農業労働者の雇用機会を維持する上で地主(乙)が一定の役割を果たしていた(労賃水準をめぐる両者間に潜在的な対立関係があったことは言うまでもない)ことを意味するし、他方では、いわゆる「政治的企業家」として村落構成員を主導してゆくための時間的余裕を地主(乙)に与えていた、といえることができる。なお、地主(乙)が農作業を通じて獲得した農業に関する実践的な経験と知識、あるいは他の村落農民との間の日常的な交渉は、村落における「政治的企業家」たるにおいて、貴重な資産となりえたと考えられる。

地主(乙)は、結局99円の農家余剰を計上しており、他階層に比べればきわめて良好な家計状態にあったといえることができる。この余剰は、当時、耕地

ほぼ 15 アールの売買価格に相当し、当時の農家の 1 世代を 25 年とするとこれらの地主 (乙) は 1 世代をかけて約 3.75 ヘクタールの土地集積をなしうる経済余剰を形成していることになる。ただし、長男の相続比率を $1/2$ とすると (Sorensen 1988, p. 165), 長男の相続面積がその父の代でのそれを上回るためには、父の代での相続面積が 3.75 ヘクタールを下回っていなければならない。さらにこれら地主 (乙) はこの農家余剰から家屋の新改築その他のための資金を確保しなければならない。したがって、村落内の最上層に位置する地主 (乙) でさえ、世代を越えて土地所有を拡大再生産してゆくのに十分なほどの農家余剰を実現していたとは言いがたい。

一方、農家階層別の債務保有農家 1 戸当たり平均借入金額 (1930 年) は、地主 (乙) 769 円, 自作農 208 円, 自小作農 186 円, 小作農 87 円であり (Lee 1936, p. 235), 地主 (乙) は他の階層に比べて 3.6~8.8 倍の借入金を負っていたことがわかる。これらすべてが自家農業経営部門に投資されたとは考えにくく、かなりの部分は自己の小作農あるいはその他村落内の零細農に融資されたと思われる。推算利子率 (年間支払い利子/元金) を見ると、地主 (乙) 9.1%, 自作農 9.2%, 自小作農 10.6%, 小作農 19.9% と (Lee 1936, pp. 235, 39), 土地所有序列に正確に対応していることがわかる。とくに土地担保金融中心の制度金融 (金融組合など) から疎外された小作農の借入金利子率の高さが目に付く。したがって、地主 (乙) は制度金融からの借入資金を小作農に又貸しするだけで大きな金利差益を確保しえたことになる。しかしこれを別の側面から見れば、制度金融が忌避したリスクを地主 (乙) があえて引き受けることによって、彼の小作農やあるいは村落内の零細農の生産と生活の維持が可能となっていた、と評価することもできる。

さらに、表-2 に示したように、地主 (乙) の小作料受取方法は打租 (折半小作) と賭地 (検見法) が支配的であった。これに対して、自小作・小作農の小作料納入方法は金納と定租 (定額小作) の割合が相対的に高くなっている。この違いは、在村地主と不在地主の小作料受取方法の差異が反映したものであると思われる。自小作・小作農の数値は両者への納入を含んだものであるから、後者だ

表-2 小作料納入方法 (1930年)

	金納	打作	定租	賭地	合計
地主(乙):受取	1(1)	42(50)	10(12)	31(37)	84(100)
自小作・小作農	127(12)	445(42)	210(20)	286(27)	1,068(100)

<資料> Lee (1936) p. 162. より作成

<注> 数値は納入自小作・小作農家数。()内は構成比(%)。

けを取り出せれば、前者との差異はより明瞭であると考えられる。小作料受取の形態を見る限り、在村地主のそれは不在地主のそれにくらべて「近代化」していないことがわかる。視点を換えれば、在村地主と小作農との関係においてはシェア cropping 的な要素が依然として強く、したがって在村地主は、その分、小作農経営のリスクを負担する度合いが不在地主に比べて大きかったといえることができる。

ところで、伝統的に朝鮮では小作契約は口頭で交わされることが一般的であった。文書契約方式は朝鮮に進出した日本人大地主によって始められ、徐々に朝鮮人大地主の間にも普及していった(宮嶋 1982)。文書契約の場合、契約期間は普通3年間など複数年次に亘っていた。これに対して在村の小地主の場合、口頭契約が一般的であり、契約期間も形式上は単年次であった。Lee 1936の調査においても、316戸の調査対象自小作・小作農のうち226戸(72%)が単年次契約を行っていたのに対して、調査対象地主(乙)は22戸のうち20戸(90%)の小作農家と単年次契約を交わしていた(p. 166)。

ただし、当時の小作慣習によれば、こうした単年次口頭契約は必ずしも小作側の不利益を意味するものではなかった。すなわち、「地主ガ自己ノ都合ニ依ルカ小作人ニ於テ背信行為無キ限り小作ハ概ネ永年継続シタル……」(朝鮮総督府 1932, 86頁)という報告のように、当時の小作慣習は小作農民に事実上の耕作権を保証していたのである。また、「古来ノ慣習ニ依リ……小作人ノ家族ノ労働力ニ応ジ小作地ヲ制限スルコト一般的ニ行ハルル処トス」(朝鮮総督府 1932, 56頁)という報告が示すように、個別農家の具体的な事情に応じて農地が配分される慣習もまた機能していた。これらの慣習を前提とすれば、単年次口頭契約は、

むしろ村落農民間での合理的な小作地配分—とりわけファミリー・サイクルに応じたそれ—を実現する上で、重要な役割を果たしていたと評価することができる。在村地主を含む村落構成員相互間の日常的な面接性がそれを可能にしていた。

以上、地主（乙）の経営と家計の特徴を分析してきた。彼らは、農業経営所得にくわえて耕地賃貸および高利貸しによる所得をえることによって、他の階層に比べればきわめて良好な経済状態を維持しえていた。そして「政治的企業家」として必要な知識経験と時間的余裕を有していたといえる。そして、自己の小作農やその他の村落農民との間で、濃厚な温情主義的な関係を取り結んでおり、食糧、資金、地代、あるいは耕地といった村落農民の生計にとって必要不可欠な資源の再配分に関して重要な役割を担っていたことが確認できた。Brunner 1928 の報告によると、地主—小作関係が「悪い」と評価されている 16 の調査村落においては、在村地主を有する村落は 6 村落にとどまったのに対して、「良い」と評価されている 10 の調査村落では 8 村落に在村地主が居住していた (p. 129)。当時、在村地主が村落秩序の安定に果たしていた役割の重要性を端的に示している。

ただし、地主（乙）でさえ、長期的には、世代を越えて地主としての拡大再生産が十分に可能なほどに豊かな経済基盤を保持した存在であったとは必ずしもいえない、という点にも注目しておく必要がある。

5. 「政治的企業家」としての在村地主

1) 「村落改良」と在村地主

農産物増産政策は、朝鮮における植民地政策の中でも最も重要な政策のひとつとして位置づけられていた。中でも米穀増産政策は、日本国内での米穀需給の安定化を課題とする日本政府の要求に基づいて積極的に実施されていった。総督府にとっては、分配関係の調整（農地制度あるいは市場制度など）といった政治的に膨大なコストを要する政策に比べると、農産物の増産を通じて農家経済の向上を目指すことは、比較的にてっとり早い政策手段であった。実際、「村落

改良」を名目とする村落レベルの農産物増産政策が、総督府によってしばしば推進されていった。

朝鮮総督府 1933 には、1931 年までに「模範部落」に指定された 258 の村落が報告されている。⁽¹⁵⁾ このうち 251 村落に関して階層構成が記載されている。251 村落中、「地主」がいる村落は 95、「地主自作」がいる村落は 52 にのぼり、すなわち併せて 147 村落 (59%) が在村地主を有する村落であることになる (129-67 頁)。当時、昭和恐慌の影響を受けて、小作争議の頻発など地主-小作関係がきわめて悪化していた時期に当たったことを考慮に入れると、この数値を過小に評価することはできない。

もちろん、「模範部落」選定に当たっての総督府側の政策的意図を考慮に入れなければならない。農村における階級対立の激化という事態に直面した総督府にとっては、村落内において地主と農民が総督府の政策に沿いつつ農事改良や副業奨励などの事業に互いに協力して取り組む事例を広く紹介することは、プロパガンダとして重要な事業であったと考えられる。ただし、総督府が望むような、「地方有志」として村落をリードする在村地主の事例が、この時点でもなおかなりの頻度で存在していたことに、ここでは注目しておきたい。

「模範部落」の奨励項目としては、第一には産米増殖・改良あるいは堆肥製造などの農事改良、第二には副業奨励の事例が多い。これら「勤労」に関わる奨励項目よりは事例数は少ないものの、「冠婚葬祭費用節約」あるいは「節酒・節煙」など「節約」に関わる奨励項目もかなりの事例数に上っている。「勤儉貯蓄」がもっとも頻度の高い奨励目標であった (以上、朝鮮総督府 1933, 167-71 頁)。

農産物価格および地代水準が村落農民にとってとりあえず与件として与えられている場合、一方で村落内に存在する限られた生産手段にできるだけ多くの労働力を結合させて農業および副業での生産量を増大させ、かつ他方で無駄な消費を節約することは、村落農民総体の一すなわち村落内他者の犠牲を前提とする富裕化ではない—農家経済の安定化を実現させるための確実な方法となる。逆説的ながら、農民のこうした個別的内省的な努力は村落構成員相互間の協力のひとつの形態であったとさえいうことができる。地主という階級的な性格

を有しながらも、在村（耕作）地主が「地方有志」として「村落改良」を主導したのは、この意味において、「勤労」「儉約」というテーマが村落農民にとってある程度普遍的な意義を持ちえたからであるといえることができる。

なお、総督府の集計によると、257の「模範部落」において組織された「組合・会・講・契」の数は427に上っており（朝鮮総督府1933, 171-73頁）、1「部落」に平均1.7つの組織が設けられていたことになる。こうした伝統的な形態によって村落農民を組織化することによって、一方では各種事業に対する農民の親近感を確保し、他方でそれら事業のもつ「公共性」が確認されていったと考えられる。

ただし、ここで留意すべきは、勤労の強調も、労働力の投下場所をそもそも十分に持たない零細層を疎外する傾向をもたざるをえない点である。冠婚葬祭費用の節約も、村落農民への食事の振る舞いの減少という点で零細層の利害に抵触する可能性を持つ。「模範部落」、さらには「村落改良」事業一般においては、村落内ですでに進展していた階層分化の状況を前提に、在村地主を中心とした村落秩序の現状維持的な安定化が、その主要な課題となっていたといえる。そのために、生産手段を不十分にしかあるいはまったく保有しない村落構成員が排除される傾向が認められる。

20年代後半以降における農産物価格の暴落によって、「勤労」「儉約」を通じた農家経済の安定という総督府および在村地主の戦略はその限界を露呈し、その結果、「村落改良」事業が元来潜在的に有していた上のような階層的性格があらわになっていかざるをえなかった。

上記「模範部落」を「組合・会・講・契」がつくられた最初の年次別に整理してみると、表-3のようになり、時期ごとに変化が現れていることがわかる。すなわち、1910年代および20年代前半には在村地主の参与率が3分の2前後という高い水準に達していたのに比べて、20年代後半以降ではその数値は5割を下回っている。設立年次が古くなるほど年次不明となる蓋然性が高まると考えると、「不明」での数値が10年代のそれとほぼ同水準であることもまた、時期を遡るほど在村地主の参与度が高かったという傾向を示唆している。20年代

表-3 各種組織の創設年次別の「模範部落」数

年次	「部落」数: a	うち地主あり: b	うち階層構成不明: c	$b/(a-c)$
1909-19	16	8	4	0.67
1920-24	40	25	0	0.63
1925-31	73	34	2	0.48
年次不明	88	58	1	0.67
組織不記載	41	22	0	0.54
合計	258	147	7	0.59

<資料> 朝鮮総督府 1933, 129~67 頁より作成。

<注> 1) 「地主あり」とは、「地主」「地主自作」の居住する「部落」を指す。

2) 年次を示さず「勸農共済組合設置」とのみ記載されているケースが5つあるが、これらは1928年以降に分類されることが確実なので、本表では第3の時期に分類した。

後半以降、「村落改良」事業において在村地主の指導力が低下し、逆に農民主導による「改良」が主流となっていったことを示唆する資料として興味深い。

2) 農民運動と在村地主

(1) 1920年代前半の集団的小作争議

前項では総督府の農業・農村政策の村落農民への媒介者としての在村地主の役割に注目したが、以下では、不在地主や総督府という村落外部の存在に対する村落の側からの働きかけ（農民運動）において在村地主が果たした役割に関して分析を試みる。

1920年以降30年代を通じて朝鮮農村には数多くの小作争議が発生し、その時期のもっとも重大な農村問題となった。その要因として、従来は、経済的には小作農民の窮乏化、政治的には三一独立運動（1919年）後の総督府のいわゆる「武断政治」から「文化政治」への統治方針の変更にともなう政治空間の一定の拡がり、および反植民地主義・社会主義思想の受容といった点が強調されてきた。これに対して Shin 1991 では、1920年代前半に限って言えば、ひとつにはその時期が好況期に当たり農民の窮乏化傾向は確認できないこと、ふたつめには小作農民は政治的目標（革命）のためというよりむしろ経済的向上（改良）を目指して争議を闘ったと考えられること、の二点において、これまでの分析の

不充分さを指摘している (pp. 110-14)。そして、Popkin 1979 のポリティカル・エコノミー論を援用して、20 年代前半の小作争議の性格を、地主との交渉を通じて経済的利益の確保・増強を図ろうとする「合理的」な農民達による意識的な集合的行為と捉えなおしている (pp. 123-31)。

従来 of 基底還元論的あるいは窮乏革命論的な分析から離れて、「改良主義」的運動として 20 年代前半の小作争議を分析しようとする点では、筆者も Shin に同意する。しかし、集团的 (時に数百から数千人規模に達する) 争議が頻発したという 20 年代前半の小作争議に固有の性格を勘案するとき、いわゆるフリーライダー問題に関してもっと留意されてしかるべきであると考ええる。Shin 1991 は、この時期の小作争議が「防衛的」ではなかったという一点においてモラル・エコノミー論の適用を否定しているが (pp. 128-29)、フリーライダーの発生を防いで集团的争議を可能とした農民の規範の所在は別途考慮されなければなるまい。

Shin 1991 は、中農 (自作農) がしばしば小作争議で指導的な役割を果たしていたことを指摘している (p. 123)。中農に限らず、順天郡でのいくつかの事例では「有力者」「地主」といった人物が農民組合のリーダーを務めている (大和 1982, 25-26 頁)。その 1 事例においては「有力者」が「実地農事物情に暗い紳士地主」の批判を行ったという (同上)。このコメントは、不在大地主に対する在村地主の批判という文脈で捉えることが可能である。

さらに大和 1982 は、順天郡において、耕作権確保闘争戦術としてしばしば採用された「共同耕作同盟」が当時の共同労働慣行を背景としていること、あるいは多くの農民組合が、規則違反者や退会者に対して「村八分的制裁」で臨んだこと、などを指摘している (21 頁)。金森 1982 によれば、晋州郡の農民組合も上記に類似した「村八分」的制裁を会則に掲げていた (295 頁)。

階級関係としての地主—小作関係に関する限り、在村地主は不在地主と基本的に変わるところはなかった。しかし、上記事例の場合、在村地主は村落内において従来自らが果たしてきた社会的役割を強調することによって、不在地主との差別化に成功したということが出来る。そしてさらに、不在大地主という

闘争目標を設定することで、彼らは「政治的企業家」としての役割を担っていくこととなった。彼らにとって好都合だったことに、いったん闘争目標が設定されるや、伝統的な「コミュニティ倫理」が作動することで、多大な取引費用を負担することなしに、村落農民を容易に動員することができたといえる。

(2) 赤色農民運動

1920年代後半以降の農業不況期には、20年代前半に見られた集団的小作争議にかわって、個別小作農と地主との間の小作権をめぐる小規模な争議が頻発するようになる(この点、後述)。他方で30年前半に至っても、いくつかの地域においては郡レベルの組織的な農民運動が激しく展開されていった。赤色農民運動と呼ばれるものがそれであり、社会主義者によって主導され、小作争議よりもむしろ租税問題など対植民地権力闘争を主要課題とした点がその特徴として指摘できる。

表-4に示した定平農民組合の事例によると、まず、赤色農民組合員の過半は村落内の最下層に属していたものの、総戸数に占める資産100円未満層の比率61%と比べて、農民組合員での当該比率は56%とむしろそれを下回っていたことがわかる。他方、資産5千円以上の農家には農民組合員は存在していない。

表-4 定平農民組合における資産別組合員数
(4里の合計)

資産別	総戸数	組合員数
～100円	190(60.9)	126(56.0)
～500円	60(19.2)	51(22.7)
～1,000円	32(10.3)	26(11.6)
～3,000円	16(5.1)	17(7.6)
～5,000円	7(2.2)	5(2.2)
～10,000円	4(1.3)	0(—)
10,000円～	3(1.0)	0(—)
合計	312(100.0)	225(100.0)

<資料> 朝鮮総督府警務局1931, 13-14頁より作成。

<注> ()内は構成比(%)。

ただし、資産1万円以上の3農家は4里中ひとつの里にのみ存在するだけで、他の3里においては里中1～3位に当たる資産所有農家からも農民組合員が出ている。

金翼漢 1992 によると、16 赤色農民組合の指導者 36 名中その 8 割が高等普通学校以上の学歴を有しており、「各地域の有力者ないしその子弟がそれを構成していたことが推察される」(203 頁) という。これらの指導者層は、経済的には上記のような村落内最上層から輩出されたといえる。Shin 1991 は、指導者層が就学者(留学も含めて)や労働者としての離郷経験をもつものの、基本的に地元出身者によって構成されていた点を強調している (p. 197)。

さらに、Shin 1991 は、道ごとの赤色農民組合の活動程度と洞契を有する洞里比率との間に正相関があるという興味深い統計的観察にもとづいて、「洞契のような自発的相互扶助組織によって担われた前資本主義的な価値観が、農村経済が市場経済によって打撃を受けたときに農民の動員とラディカル化を促した」(p. 217)、という、彼の 20 年代前半の小作争議分析においては考慮されることのなかった組織論的な視点からの指摘をおこなっている。指導者層が村落農民を組織化する際、自身の学歴や知識あるいは社会主義イデオロギーといった個人的に獲得した知的資源が一定の役割を果たしたであろうことは否定しえない。しかし他方では、村落上層農、さらには「地方有志」およびその子弟として従来から有してきた社会的影響力が強く作用していたと考えられる。さらに、村落レベルを越えて、面や郡レベルでの組織が体系的に整備されえたのも、学校などを通じて彼らが独自に獲得した人脈に加えて、数世代にわたって蓄積された「地方有志」同士の人脈に寄るところが大きかったのではないだろうか。

赤色農民組合の活動のもっとも大きな特徴は、租税や公課(森林組合・水利組合費など)の賦課をめぐる闘争が展開された点である。Shin 1991 は、こうした闘争の要因として、農業不況による農産物価格低落にともなう農民とりわけ自作農層の重税感の高まりを指摘している (p. 179)。これを、組織論・戦略論的な視点からとらえると、村落の外部に、村落農民すべてに共通した闘争目標を設定することができたからこそ、上述のように、いわば「村落ぐるみ」の農民組

合運動を展開してゆくことが可能となったといえることができる。

ただし、赤色農民組合はそれにとどまらず村落内の「封建的」な組織に対する闘争も展開していった。洪原郡における債権証書や「契」文簿の焼却あるいは書堂にたいする襲撃といった闘争がその代表的な事例となろう（並木 1983, 79-80 頁）。事実、「契」は地主的・高利貸的機能を有しており、その限りでは闘争の対象とすべき組織のひとつではあった。しかし他方では村落農民の日常的な相互扶助意識に根ざした組織という性格も有していた。また書堂に関して、一方では儒教的位階秩序意識の社会的再生産を担う機関でありながら、他方では「識字という民衆の直接的利益を保障する」（並木 1983, 66 頁）あるいは伝統的に教育制度から疎外されてきた農民の教育熱＝上昇志向に応える（Shin 1991, p. 205）という点に関する限り、組合の指導者層が取り組んで大きな成功を収めた「夜学活動」と異なるところがなかった。かくて、組合リーダー層が村落内の「封建的」組織に対する闘争を強化することによって、組合の組織的基盤を自ら切り崩してゆくという矛盾に逢着することとなった。洪原郡において彼らは「はね上がり」と批判され（並木 1983, 81 頁）、影響力を失っていった所以である。⁽¹⁷⁾

ではなぜ彼らはこのような戦略的なミスを犯したのであろうか。第一に、一般論として、当時の社会主義者らが広く共有していた「近代主義」的発想を指摘することができる。それに加えて第二には、彼ら指導者層が上述のように村落内の上層農出身者であった、という点が重要であると考えられる。すなわち、彼らは、社会主義者としてまた組合の指導者として、自己の出自に対してコンプレックスを抱いていたと考えられる。そのために、組合運動における自己の存在の正統性を確保しようとするほど、村落における在村地主や上層農の地位の安定装置として機能している儒教的・位階的秩序の打破という活動目標を強調せざるをえなかったのではないだろうか。「実父保管の契文簿を持ち出した」（並木 1983, 79 頁）洪原郡のある活動家の事例は、指導者層のこうした心性を端的に示している。この点で、指揮者層もまた一その「近代主義」的性向にも関わらず一儒教的な血統主義の呪縛から決して自由ではなかったといわざ

るをえない。

6. 1930年代における村落秩序の改編—小作争議への行政の介入⁽¹⁸⁾

1920年代には年間に数百件、参加者数千人規模であった小作争議が、30年代前半に急増し、30年代後半にはそれぞれ2～3万件、5～7万人規模へと拡大した。20年代には、しばしば指摘されるように集団的争議が一般的であった(1件あたりの年間平均参加人数は1～2百人)のに対して、30年代にはそうした集団的争議が一部で根強く発生し続けたものの、地主1人に対して小作人1～2人という個別的争議が支配的な形態となった。

小作争議に対しては、農村治安対策という観点から総督府は、地方行政機関や警察を通じてすでに1920年代初頭より積極的な介入を行ってきた。法的なレベルでの小作争議対策は、1928年に政務総監から道知事宛に出された通牒「小作慣行ノ改善ニ関スル件」をその鎗矢とする。その後、1930年の小作慣行調査を経て、1933年「朝鮮小作調停令」、1934年「朝鮮農地令」が施行され、総督府は小作争議にたいしてより組織的・積極的に対応していくようになっていった。

1926年以降の調停者別小作争議解決件数の統計が存在するが、それによると、「府郡島邑面職員」によって調停された解決件数の比率は、1926～28年間は1～3割代であったのが、以後32年まではほぼ5～6割代へと増加している。

表-5 調停によって解決した小作争議件数および調停者構成比 (%)

年次	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	
解決件数	1,449	5,532	21,272	21,150	20,817	14,766	10,380	
調停者比率	小作委員会	29.6	28.8	24.6	28.0	31.1	40.8	41.8
	警察官	29.6	44.5	27.0	22.8	23.5	14.2	14.3
	府郡島	17.8	19.7	24.9	25.9	19.0	19.1	20.9
	邑面	11.9	11.6	28.2	30.4	30.4	29.9	27.1
	区長・部落有志	1.2	0.2	0.5	4.3	4.9	2.1	3.2

<資料> 朝鮮総督府 1940 a, 41～42頁より作成。

<注> 「府郡島」は府尹郡守島司および府郡島職員, 「邑面」は邑面長および邑面職員を意味する。

28年の「通牒」の影響を見いだすことができる。33年以降統計の形式が変わるためにそれ以前との比較は困難となる。33～39年間の調停者別の解決件数比率を示すと表-5のようである。⁽¹⁹⁾本表にある小作委員会とは、「小作調停令」にもとづく調停申立事件に関して裁判所が勧解を付託する機関として、1933年以降各府郡島に設置された組織であり、府尹郡守島司が会長を兼任し、4名の委員と4名内外の予備委員によって構成されていた。委員は府郡島の内務課長あるいは内務係主任、警察署長および「農業者」によって構成されるケースが多かった。小作委員会は、実態としては郡レベルの行政組織に近い性格を有していたといえることができる。

表-5に戻ると、35・36年までは警察および府郡島の関与する比率が相対的に高かったのに対して、それ以降になると小作委員会による調停件数比率が急増し、他の調停者のそれを上回っていることが判る。30年代後半には、小作争議の調停が準行政機関である小作委員会という場に制度化されていった、というように読みとることができる。同じく30年代後半には邑面職員の役割も高まっている。

こうした行政機関、警察および準行政機関の「活躍」とは対照的に、「区長」や「部落有志」の小作争議調停への関与はきわめて低調であった。地方有志としての在村地主と小作争議との関わり合いはどのように捉えられるであろうか。

植民地期朝鮮の小作争議においては小作権移動がその原因となるケースが非常に多かったが、とくに争議数が激増した30年代後半にはそれは争議総数のほぼ80%以上に上っていた。ところで、1934～38年間に、地主が小作契約を中断したり更新しなかった際に小作人に対して賠償ないし作離料を支払った事例として398例が報告されている(朝鮮総督府1939, 56～85頁)。そのなかでは、「自作」を原因とする事例が44%で最も多く、「移作」の41%がそれに次いでいる。残りの事例は、砂金採取や学校建設などに伴う用地転用(13%)でほぼ占められていた。これらの事例は必ずしも小作争議を伴うものではなかったと思われるが、当時「自作」のための小作権移動が頻繁に発生していたことを示す資料と

して興味深い。なぜなら、その行為は主として在村の地主(乙)によって行われたと考えられるからである。

総督府の統計によると、地主(乙)戸数は、ピーク年の1928年に比べて1932年には15%減少している。地主(甲)化したケースも一部含まれているであろうが、基本的には地主(乙)の自作農化を示す統計数値として捉えることができよう。

すでに示したように、農民層の中にあっては地主(乙)は圧倒的に高い所得と生活水準を享受していたが、ただしそれも、世代を越えてその経済的・社会的地位を確保し続けられるほどに安定的なものではなかった。とりわけ農業不況期には、彼らなりの経済的困難に直面していたということが出来る。従来の小作地を自作化することは、彼らにとって、所得を増大させる最も手近な方法であった。

「移作」の事例に関しては、在村地主がどれほどそれに関わっていたのかを明らかにすることはできない。ただし、同じくすでに示したように、地主(乙)はシェア・クロッピング的な小作料收取形態をとっていたために、小作人の農業経営のリスクを引き受ける度合いが不在地主よりも高かった。また小作農民への高利貸し的な資金貸与も、リスクの度合いは不在地主と同程度であったとしても、資金回収不能に陥った際の自らの経営に与える打撃は大規模不在地主よりは大きくならざるを得なかったと考えられる。こうした点から、在村地主にとっては、地主経営の「合理化」のためには、安定的な経営をおこなう農民に小作地を貸与することが重要な条件となっていたということが出来る。

こうした「合理化」戦術以外でも、親族や友人に優先的に小作地を貸与しようとして他の小作人との小作契約を中断する、といった事例も、自己の小作地にそうした関係者が居住する蓋然性の少ない不在地主とは異なり、在村地主の場合にはしばしば起きていたと考えられる。

さらに、「小作調停令」や「農地令」の施行などを通じて総督府の小作争議対策が積極化するなかで、地主による小作権移動が制度的に強い制約の下におかれるようになると(この点後述)、在村地主の中には、小作人との煩雑な交渉を避

けるためにあえて自作化を試みるものや、将来の交渉を考えて気心の知れたもの（親族や友人など）との小作契約に切り替えようとするものが増加していったと考えられる（小作地の売却という対応も考えられるが、在村の中小地主の場合、売却後の転業の選択肢が限られる）。こうした地主の試み自体が新たな小作争議の要因とならざるをえなかったから、短期的には総督府の小作争議対策が、かえって争議数を増加させたといえる。

以上から、数量的な確定は困難ではあるが、1930年代において在村（耕作）地主が小作権移動に関わる事例はかなり一般的であり、その過程で彼らが争議の当事者となるケースもかなりの数にのぼった、という推察が成り立つ。

すでに述べたように、従来村落内においては、農民は機会主義的な農地借入行動を相互に規制しあい、また地主は恣意的な農地貸与行動を慎む（あるいは農民からの掣肘を受ける）ことによって、村落農民の間で農地配分をめぐる過度な不均衡を生じさせないような仕組みが働いていた。もちろん、常に予定調和的に事が運ぶわけではなく、時として利害の衝突が生じたであろうが、当時者間の妥協を通じて解決が図られていったと思われる。その際の調停者として、村落の「有志」たる在村地主が重要な役割を果たしていたであろう。ところが、1930年代に入ると在村地主は、意図的であれ非意図的であれ、こうした役割を放擲してしまい、しばしば小作争議の当事者にさえなってしまった。

同時期には日本においても小作権移動を原因とする小作争議が多発し、それらの解決に向けて、行政は積極的な介入を行った。しかしそれだけでなく、「区長・部落総代」あるいは「地方有志者」が独自に、あるいは小作調停委員会を通じて、調停者としての関与を続けていた（斎藤1989、第10章）。朝鮮の小作争議調停者が行政によってほぼ独占されていたのとは対照的である。

両者の差異の基本的要因は、その時期の農村経済の脆弱性の差に求めることができる。堀1976は、植民地期朝鮮の「農業経営の畸型的単純化」の要因として、第一に日本からの機械制工業製品の輸入にともなう農家家内工業の破壊、第二に農村労働力市場の未展開による労賃兼業の脆弱性、第三に、植民地権力による米穀増産政策偏重に基因する耕種部門での米穀単作化、を指摘

している(22-23頁)。第三点に関わって、都市労働者の低生活水準を背景とする果樹、野菜、肉類生産の未展開という点を付け加えることができよう。いずれにせよ、米作依存型の朝鮮農民経済にとって、昭和恐慌期の米価惨落は、大きな打撃となった。さらに、都市での就業機会の狭小さは、農村での過剰人口圧力を高めていった。こうした朝鮮の状況と比較すれば、日本の場合は、耕種部門での作物の多様化、兼業機会の拡大あるいは都市労働力市場の拡大といった事態が進展しており、恐慌への抵抗力は比較的が強かったといえる。

他方、在村地主は、地方行政機関や農業団体(農会・金融組合など)の職員あるいは学校の教員といった、当時の日本の農村においては相対的高学歴者にとっての典型的な就業場所となっていた職場から疎外されるという困難を抱えていた。ちなみに、1936年において、朝鮮の「公務・自由業」人口にしめる日本人人口は27.7%に達しており、総人口での比率2.8%を大幅に上回っていた(朝鮮総督府1938, 21頁)。Brunner 1928は、「朝鮮農村のリーダー達は、最近の学生たちの(卒業後の一松本)失業問題が今日の社会問題となっている、と指摘した」という報告を行っている(p. 158)。

朝鮮の農民および在村地主の家計が以上のような条件に規定されて日本のそれら以上に脆弱性を有していたことが、在村地主の社会的「余裕」を奪っていったと考えられる。そしてその分だけ、朝鮮農村では日本に比べて、在村地主主導による慣習的な村落秩序の維持が困難になってしまったといえることができる。

「朝鮮農地令」は農地賃貸借に関する実定法であり、そこでは、最短小作契約期間、小作権の相続権、小作権の第三者対抗力、小作契約更新義務といった、小作人側の権利を強化するための規定が唱われていた。総督府は、準行政機関である小作委員会と実定法としての「朝鮮農地令」を組み合わせることで従来の小作慣行を代替しようとしたのである。結果的にも、小作争議における小作人側の要求貫徹率は1930年代前半の3割代から35~37年には6割代へと上昇し、小作人側に相対的に有利な調停がなされていったといえる。1933年以降の小作調停事件においては、そのほぼ9割以上が小作側の申立によるものであ

り、小作人自身が総督府の政策を積極的に活用しようとしていたことが読みとれる。

このように小作人の立場が強化された状況もまた、結果的には、小作地処分に関わる在村地主の「余裕」の幅をせばめる機能を果たした。農業不況を抜けて農産物価格が回復し、さらに朝鮮での工業化の進展にともなう農外労働力市場の拡大や日本や「満州」への大量移民によって農村労働力人口の過剰が解消しつつあった1936・37年に小作争議発生件数がピークを迎えた所以であろう。

ただし、こうした現象はあくまで過渡的なものであり、調停事例の積重ねはやがてその判例化をもたらし、さらにはそれは新たな慣行として村落レベルで定着してゆくこととなったと考えられる。小作争議解決件数に占める「当事者間において解決したもの」の比率が1933～35年間には15%程度であったものがその後30年代末には30%弱にまで増加したのは、そうした「慣行化」傾向を示すものといえよう。加えて、1937年以降争議件数自体が急減したのも、経済条件の好転という事態に加えて、この「慣行化」の進展を背景にしているといえる。

さらに、先に紹介した賠償・作離料の398事例のうちでは、当事者間協定によって決着した事例が74%に達しており、官公吏による調停事例は24%、小作委員会の勧解事例は2%に留まっている。そして「最近此等ノ賠償並ニ作離料支給ノ事例ハ漸次増加シ支給方法支給額等モ相当ノ根拠アルモノトナリツツアリト想像サレル」（朝鮮総督府1939、52頁）という当局の観察が示唆するように、当事者間の協定とはいっても、それは、村落の旧慣にしたがって成立したものではなく、「農地令」など国家制定法の存在を前提としたものである。すなわち、小作争議（と当局に認識される）にまでは至らない利害衝突局面においては、小作争議以上にこの「慣行化」が進展していたことが窺える。

なお、上の398事例のうちで官公吏による調停事例94のうちで邑面が関わった事例が47（うち41が邑面長による調停）と半数を占めていた。先に示した小作争議調停者としての邑面職員の比重の増加傾向と併せて、1930年代におけ

る村落秩序の形成・維持局面において邑面という、郡よりもより村落に近接した地方行政機関の果たす役割が増大していったことを示す数字として興味深い。

農地という最も基本的な生産手段の分配をめぐる村落内の秩序に関する限り、1930年代においては、従来「地方有志」としての在村地主がその秩序維持に果たしてきた役割は弱体化して、それにかわって新たに、秩序の内容としての国家制定法およびそれを現実化する主体としての郡（小作委員会を含めて）および面という地方行政機関の役割が高まっていったといえることができる。

Shin 1991 は、1933～39年の小作争議を分析する中で、その間に持続的に頻発した小作争議が小作料率の引き下げに寄与し、さらには地主の支配力を弱める役割を果たしたことを指摘する（pp. 253-54）。しかし、同時期の小作争議の大部分は、先述のように小作権をめぐる争議であって、小作料をめぐるそれではなかった。小作料率の低下は、小作争議の直接的な成果ではなく、総督府による法的・行政的な介入に担保されて、小作人が小作権を以前よりも安定的に保持しえるようになったことの経済的な表現であると解釈することができる。先に紹介した賠償・作離れ料の事例に関しても、同じ解釈が可能である。したがって、この時期の地主—小作人間の力関係の変化は、小作人側の抵抗と総督府権力による介入との合力の結果としてとらえるべきであろう。小作農民にとってこの結果は、経済的には一定の前進と評価しうるが、それは同時に総督府権力による制度的な統合の深化という代価を伴うものであった点にもまた留意すべきである。

ところで、1932年からは総督府によって「農村振興運動」が推進されている。当初の5カ年間で約3万の村落（洞里）が「農家更生計画」を作成した（朝鮮総督府 1940b, 583頁）。そしてそれらの村落においては、「中堅人物」として自作・自小作農が「計画」実行の担い手として政策的に重用されていった（富田 1981, 163～64・167～68頁）。当時の農村の現実を反映して、政策レベルにおいても「村落改良」事業の主導者たるべき階層を在村地主から農民層へとシフトさせていったことが窺える。

「農村振興運動」は、1940年には日本の戦時体制化に対応して「国民総力運動」へと統合され、その目的も従来の農家経済更生から生産拡充へと転換した。そして、すべての村落(洞里)において「部落生産拡充計画」が作成、実行されていった。そして村落は、戦時動員政策の最末端機構としての位置づけを与えられた(国史編纂委員会1976, 539-41, 685-66頁)。

戦時期における村落レベルへの植民地権力の直接的浸透は、いうまでもなく、地方行政、警察あるいは金融組合や農会などの準行政機関をつうじた強制力を背景として実現した。しかし他方では、これまで述べてきたように、1930年代に小作争議対策を通じて法的あるいは行政的な影響力を村落へ及ぼしていった経験(村落の側から見れば、総督府権力を受け入れてきた経験)が、こうした戦時期の統合をより円滑にしたということが可能である。

7. 結 語

Wadeは、1970年代末の調査に基づいて、韓国の水利組織(農地改良組合)においては、その本部事務組織は位階的官僚的であり、また行政によって強くコントロールされていること、それと対照的に末端レベルの用水配分に関しては組織としての規制力が弱いことを指摘している(Wade 1982, 第4・6章)。これらの性格は、法的にも実際にも行政による強力な監督を受け、それ自身が官僚制を発達させてその分末端レベルの用水配分における農民の関与を妨げていた植民地期の水利組合(松本1991a, 93-106頁)と共通するところが多い。

他方、1961年から1988年にかけては、韓国の農業協同組合は中央・地方の行政機関によって厳格に監督されており、また財政的にも政府への依存度が強かった(Kim Chul-Kyoo 1993, pp. 161-64)。植民地期においては、当時農村において最も影響力を持っていた協同組合(類似)団体である金融組合が、同じように、行政的財政的に総督府の監督下におかれていた(文1961, 154-56頁)。

こうした形態上の類似を、単なる偶然の一致と呼ぶことはできないであろう。Kim 1993は、韓国農業協同組合組織の「中央集権的、位階的、そして官僚的な」性格は「一般に、市民社会が抑圧を受けてきた韓国の歴史の政治的な文

脈とおおいにかかわりをもっている」と指摘している (p. 111)。この議論は農業協同組合に限らず、韓国の農業に関わる諸制度全般に敷衍することができるであろう。

そして、この意味において、日本の植民地統治は、農業の諸制度の形態的な原型ばかりでなく、それを背後で可能としていった前提条件としての、これまで述べてきたような国家—農民社会間の特定の関係それ自体をも朝鮮農村にもたらしたのである。

国家—農民社会間の関係は、決して固定的なものではない。植民地期の「遺産」をあまりに重視すると、解放後韓国農民による国家に対する主体的な働きかけの意義を過小に評価してしまうことになる。とはいえ、韓国農民は、その主体性を発揮しようとする度ごとに、いわばサンク・コストとして、植民地期の「遺産」への対応を余儀なくされてきたこともまた事実である。そしてその間、韓国国家は、農民社会を支配し、ときに動員するためのフリーハンドを享受し続けることができたのである。

(註)

- (1) ここでいう「開発主義体制」とは、国民の倫理的・政治的合理性を犠牲にして、国家が経済的合理性のみを追求する国家体制、と定義しておきたい (経済開発過程における3つのレベルの「合理性」に関しては Goulet 1986 を参照)。
- (2) 1930年での農家人口比率は81%であった (倉持 1994, 57頁)。
- (3) 「動態的地主」に関しては宮嶋 1982 を参照。
- (4) 原洋之介 1985 は、「逆セイの法則」という印象的な表現を用いて Popkin の立論を批判している。
- (5) Scott 1976 は、農民が飢餓の危機に常にさらされている状態にあることを根拠として集団的な生存倫論の存在を想定するのだが、その倫理がいかなる過程をへて形成されるのかは論じられておらず、その点で彼自身が指摘するように、phenomenological な立論となっている。方法論的個人主義を出発点として集団的倫理の形成過程を説くことは、方法論としては依然として重要である。しかし現在の筆者にはその能力はない。以下の議論は、Scott を出発点として集団的倫理の存在を理論的前提としつつ、そこから「個人主義」を演繹しようとする試みであり、その点で、Scott 同様 phenomenological な立論にとどまらざるをえない。
- (6) 1930年代の報告によると、旧来からの村落として74,800の洞里が存在したと

- いう(朝鮮総督府 1935, 723 頁)。1910 年代の合併政策により、行政単位としての洞里数は併合時の 3 分の 1 程度に減少してしまっていたが、旧来の洞里は社会的領域として依然として機能し続けていた。以下で村落ないし洞里という場合、これら旧来からのものを指している。
- (7) 中村吉治は、周知のように、「族」という用語を用いて非血縁者を含めて即自的な血縁意識を共有する集団を論じている(中村 1965, 8-12 頁)。
- (8) 崔在錫 1983 は相続形態変化の背景として、祭祀気風の強化、同族観念の強化、そして農地の細分化という 3 点を列記しているが(552~3 頁)、前二者は後者の変化にともなうイデオロギー的な対応形態であろうというのが、この論文での筆者の考え方である。
- (9) 1910 年時点で朝鮮には 329 の郡が存在した(朝鮮総督府 1911, 5-6 頁)。したがって、ひとつの郡は平均して 227 の村落(洞里)によって構成されていたことになる。
- (10) Kim 1992 は、南部地方の三・一運動において両班知識人である「有志」が農民動員において主導的な役割をはたした点を強調している(pp. 174-77)。An 1988 は「饒戸」が非両班身分に属した点を強調している(pp. 10-11)。ここで「地方有志」という範疇を用いる際には、両班・非両班のいずれの身分をも念頭におくこととする。なお、李朝後期における経済的上向者の身分上昇志向の強さを勘案するとき、両者は一定の連続性を持って捉えることが可能である点、また、19 世紀以降の社会変動にともなう儒教的な伝統的権威の弱体化によって、「地方有志」としての両班知識人も自己変革を迫られていた点の二点を付け加えておきたい。
- (11) この資料における最大の難点は、農家の所有耕地面積が不明であるという点である。とりわけ、表-1 においては地主(乙)の耕作面積が他の階層に比べて格段に大きな値となっているが、この数値自身かなり問題を持っている。すなわち、同表の役畜支出額および総労賃支出額を比較すると、地主(乙)の該値と自小作農のそれとはほぼ同一値であることから、前者の実際の耕作面積は 2 町歩程度であったと思われる。したがって、表-1 における地主(乙)の耕作面積は、実は所有面積である可能性が高い。
- (12) ここで問題となるのは、第一には役畜支出において自家所有、借入、あるいは作業委託の区別がなされていない点である。したがって、役畜支出総額を控除することは農家所得を過小評価する可能性がきわめて高いことになる。第二には、自家労賃支出は農業支出に関してのみしか入手できず、したがって副業部門における自家労賃部分は農家所得に算入されていない—この点でも過小評価となる一点である。
- (13) Lee 1936 の調査農家が所有ないし賃借する耕地のヘクタール当たり価格は平均 730 円であり、99 円は 13.6 アールに相当する。自家労賃収入の過小評価を考慮に入れた。

- (14) Sorensen 1988 の事例調査によると、1930-39 年間に生まれた農民男性においては、平均して、24.2 歳の時に第一子が生まれ、その 3.1 年後に第二子が生まれている (p. 179)。すなわち、統計的には平均して夫が 25.7 の時に長男がうまれていることになる。また、普通 60 歳が家長の実質上の引退年齢であったという (p. 165)。したがって、長男がほぼ 35 歳の時にその父が引退していることになる。
- (15) 原資料では 257 村落という記述があるが (129 頁)、修正不能。
- (16) 「組合運動ノ最モ盛ンニシテ従来屢々不穩行動アリタル」(朝鮮総督府警務局 1931, 13 頁) 4 里における状況である。
- (17) ただし、赤色農民組合運動は、総体的には、農村の個別具体的な問題状況に対応して有効な戦略を立てることに成功した、という点で評価されている (金翼漢 1992, 223-24 頁)。赤色農民組合運動の消滅の基本的要因が植民地権力の弾圧にあったことはいままでの間もない。
- (18) 本節内の統計数値は、特に断りのない場合は松本 1991 b による。
- (19) 多くの争議において複数の調停者が関わっているために、合計値は 100% を越える。

参考文献

- 張矢遠 1989 『日帝下大地主의存在形態에 관한研究』ソウル大学校博士論文
- 丁淳佑 1991 『19세 기書堂設立과鄉村社会의動向』『韓國의社会와文化』第 16 輯
- 崔在錫 1983 『韓國家族制度史研究』ソウル、一志社
- 国史編纂委員会 1976 『日帝侵略下韓國三十六年史』第 12 卷、ソウル、印刷処
- 文定昌 1961 『韓國農村閉体史』ソウル、一潮閣
- 李泰鎮 1986 『韓國社会史研究—農業技科의 발달과社会變動—』ソウル、知識産業社
- 朴泳恩 1992 「19세 기조선社会의민란과민중의社会의식」『韓國의社会와文化』第 19 輯
- 浅田喬二 1968 『日本帝国主義と旧植民地地主制』御茶の水書房
- 朝鮮総督府 1911 『朝鮮総督府統計年報』(1910 年版)
- 朝鮮総督府 1927 『朝鮮総督府統計年報』(1925 年版)
- 朝鮮総督府 1932 『朝鮮ノ小作慣行 (上卷)』
- 朝鮮総督府 1933 『朝鮮の聚落 (中篇)』
- 朝鮮総督府 1935 『施政二十五年史』
- 朝鮮総督府 1938 『朝鮮総督府統計年報』(1936 年版)
- 朝鮮総督府 1939 『朝鮮農地関係彙報 (第一輯)』
- 朝鮮総督府 1940 a 『朝鮮農地年報 (第一輯)』
- 朝鮮総督府 1940 b 『施政三十年史』
- 朝鮮総督府警務局 1931 『定平農民組合檢挙概況』

- 原洋之介 1985『クリフォード・ギアツの経済学』リポート
- 堀和生 1976「日本帝国主義の朝鮮における農業政策—1920年代の植民地地主制の形成」『日本史研究』第171号
- 金森襄作 1982「朝鮮農民組合運動史—1920年代の晋州，順天を中心に—」飯沼二郎・姜在彦編『植民地期朝鮮の社会と抵抗』未来社
- 金翼漢 1992「1930年代朝鮮における赤色農民運動—地方共産主義者の形成と活動—」『朝鮮史研究会論文集』第30号
- 倉持和雄 1994『現代韓国農業構造の変動』，御茶の水書房
- 松本武祝 1991 a『植民地期朝鮮の水利組合事業』未来社
- 松本武祝 1991 b「植民地期朝鮮の農業政策と村落」『朝鮮史研究会論文集』第29号
- 宮嶋博史 1986「朝鮮社会と儒教—朝鮮儒教思想史の一解釈」『思想』第750号
- 宮嶋博史 1984「朝鮮史研究と所有論」東京都立大学『人文学報』第167号
- 宮嶋博史 1982「植民地下朝鮮人大地主の存在形態に関する試論」飯沼二郎・姜在彦編『植民地期朝鮮の社会と抵抗』未来社
- 中村吉治編 1965『社会史（I）』山川出版社
- 並木真人 1983「植民地下朝鮮における民衆運動の展開—咸鏡南道洪原郡の事例を中心に—」『朝鮮史研究会論文集』第20号
- 大和和明 1982「1920年代前半期の朝鮮農民運動—全羅南道順天郡の事例を中心に—」『歴史学研究』第502号
- 辺英浩 1991「李栗谷の郷村，地域編成論—朱子との比較を中心に—」『朝鮮史研究会論文集』第29号
- 斎藤仁 1989『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社
- 武田幸男 1962「浄兜寺五層石塔造成形止記の研究（I）」『朝鮮学報』第25輯
- 富田晶子 1981「農村振興運動下の中堅人物の養成—準戦時体制期を中心に—」『朝鮮史研究会論文集』第18号
- Amsden, Alice H. 1989. *Asia's Next Giant: South Korea and Late Industrialization*. New York: Oxford University Press.
- An, Pyong-Uk. 1988. "The Growth of Popular Consciousness and Popular Movement in the 19th Century: Focus on the Hyanghoe and Millan." *Korean Journal*. 28(4).
- Baker, Christopher. 1981. "Economic Reorganization and the Slump in South and Southeast Asia." *Comparative Studies in Society and History*. 23(3)
- Brandt, Vincent. 1971. *A Korean Village: Between Farm and Sea*. Cambridge (Mass.): Harvard University Press.
- Brunner, Edmund De Schweinitz. 1928. "Rural Korea: A Preliminary Survey of Economic, Social and Religious Conditions." in *The Christian Mission in*

- Relation to Rural Problems: Report of the Jerusalem Meeting of the International Missionary Council*. Vol. VI. London: Oxford University Press.
- Chang, Ha-Joon. 1994. *The Political Economy of Industrial Policy*. London: Macmillan Press.
- Cumings, Bruce. 1987. "The Origins and Development of the Northeast Asian Political Economy: Industrial Sectors, Product Cycles, and Political Consequences." in *The Political Economy of the New Asian Industrialism*, edited by Frederic C. Deyo. Ithaca and London: Cornell University Press.
- Frankenberg, Ronald. 1965. *Communities in Britain*. Harmondsworth: Penguin Books.
- Goulet, Denis. 1986. "Three Rationalities in Development Decision-making." *World Development*. 14(2).
- Kim, Chul-Kyoo. 1993. "Capitalist Development, the State, and the Restructuring of Rural Social Relations in South Korea." Ph. D. Diss., Cornell University.
- Kim, Youg-Jick. 1992. "Formation of A Modern State and National Social Movement in Modern Korea: March First Movement (1919) in Comparative Historical Perspective." Ph. D. Diss., The University of North Carolina at Chapel Hill.
- Koo, Hagen (ed). 1993. *State and Society in Contemporary Korea*. Ithaca and London: Cornell University Press.
- Lee, Hoon K.. 1936. *Land Utilization and Rural Economy in Korea*. London: Oxford University Press.
- Popkin, Samuel. 1979. *The Rational Peasant*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Rutt, Richard. 1960. "The Chinese Learning and Pleasures of a Country Scholar: An Account of Traditional Chinese Studies in Rural Korea." *Transactions of the Korean Branch of the Royal Asiatic Society*. 36.
- Scott, James. 1976. *The Moral Economy of the Peasant*. New Haven: Yale University Press.
- Shin, Gi-Wook. 1991. "Social Change and Peasant Protest in Colonial Korea." Ph. D. Diss., University of Washington.
- Sorensen, Clark W.. 1988. *Over the Mountains Are Mountains: Korean Peasant Households and Their Adaptations to Rapid Industrialization*. Seattle and London: University of Washington Press.
- Wade, Robert. 1990. *Governing the Market: Economic Theory and the Role of Government in East Asian Industrialization*. Princeton: Princeton University

Press.

Wade, Robert. 1982. *Irrigation and Agricultural Politics in South Korea*. Boulder: Westview Press.

<補注1> 本論文は、神奈川県大学在外研究員（1994年9月～95年8月）としてイギリスに滞在した際の、ささやかな成果である。貴重な機会を与えてくれた神奈川県大学に記して感謝したい。

<補注2> 本論分脱稿後、朴ソプ『1930年代朝鮮における農業と農村社会』（1995年、未来社）および宮嶋博史『両班』（1995年、中公新書）に接した。

朴氏の著書第2篇は、拙論第4節以降と重なる論点を数多く含んでいる。筆者が組織論に重点を置いたのに対して、氏は政策論に重点を置いており、内容は相互に補完的であると思われる。氏の議論とのすりあわせは、今後の課題としたい。

宮嶋氏の著書においては、李朝後期農村社会に儒教が定着する過程で在地両班層が中核的な役割を果たしたことが、および李朝末期段階では在地両班層の経済力の停滞にともない父系血縁組織内での位階秩序のみが強調されるにいたり彼らの思想的「保守化」がすすんだことが、主要な論点として提示されている。この2点は、拙論第3節の議論と照応している（当該節が氏の既往の諸論考に多くを負っていることの当然の結果である）。ただし、拙論では、李朝末期以降儒教思想が「保守化」したという側面とともに、村落レベルでの「平等主義的なコミュニティ倫理」を補強するイデオロギーとして、さらには農民らの変革思想の源泉として、儒教が一定の歴史的役割を果たした側面にも注目した。